

駅南大路地区（都市景観形成地区）

地区の概要

本地区は、都心部の商業・業務ゾーン、都市軸に位置する広域交通拠点として、本市の南玄関にふさわしい緑豊かな都市的沿道景観が形成されつつあります。

目標

- 新商業・業務ゾーンとしての高次都市機能の充実と、シンボルロードにふさわしい都市景観形成を図り、「未来に向けて飛躍発展する輝くまち」を実現するため、次項を目標に景観形成に取り組みます。
- 眺望性とまとまりのある緑豊かな美しい道路景観の形成
 - 出会いとドラマを演出できる活気に満ちた都市空間の形成
 - 親しみ、うれしいのある楽しい歩行者空間の形成

景観形成基準(全ての建築物・工作物等が対象)

一般基準			新しい都心商業・業務地区にふさわしい規模、位置、意匠、色彩とするよう努め、地区全体として調和のとれた景観形成をめざす。		
項目別基準	項目		基準		
	高さ12 m以上の建築物	規模	・新しい都心商業・業務地区にふさわしい量感のある建築物とするため、建築面積は250平方メートル以上とする。ただし、敷地面積がこれに満たない場合は緩和する。		
		位置	・建築物の連続感を高めるため、駅南大路に面する外壁の位置は敷地境界線から2メートルまでの範囲内とする。ただし、歩行者の休憩等を目的とするオープンスペースを設ける場合は除外する。		
		意匠	建築形態等	・1階部分は、うるおいとにぎわいのある歩行者空間の形成を図るため、以下の点に配慮する。 ①店舗として利用するか、壁面ギャラリー、ショーウィンドウ、遮へい感の少ないシャッター、夜間のライトアップ装置等を設ける。 ②駐車場、駐輪場等のサービス空間は通りから目立たないようにし、出入口は可能な限り駅南大路以外の道路に面して設ける。 ・街角部分は、駅南大路の個性を育てるため、特に楽しさや美しさの演出を工夫する。	
			建築設備等	・壁面設備は、外壁面に露出させないよう設置する。 ・屋上設備は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。	
			その他	・屋外階段は、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ベランダは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。	
		色彩	外壁	・新しい都心商業・業務地区にふさわしい景観をつくるため、若々しく明るい色彩を基調とし、街路樹との調和にも配慮する。複数の色彩を使用する場合は、特に留意する。基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において以下のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度6～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度5以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度2以下	
			屋根	・新しい都心商業・業務地区の景観形成に配慮した色彩を基調とし、けばけばしくならないようにする。	
		その他	材料、植栽 塀・柵等 維持管理	・汚れの目立たない退色の少ないものとする。 ・敷地内の植樹、植栽や花壇の設置に努める。 ・駐車場等のフェンスや工事現場の仮囲い等、一時的あるいは付帯的な部分も、景観的配慮に努める。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。	
		高さ12 m未満の建築物	規模・位置		・新しい都心商業・業務地区の景観形成に配慮した規模、位置とする。
			意匠	建築形態等	・1階部分は、うるおいとにぎわいのある歩行者空間の形成を図るため、駐車場等のサービス空間は通りから目立たないように植栽等を施し、出入口は可能な限り駅南大路以外の道路に面して設ける。 ・街角部分は、駅南大路の個性を育てるため、特に楽しさや美しさの演出を工夫する。
	建築設備等			・壁面設備、屋上設備は建築物との調和を図る。	
	その他			・屋外階段は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ベランダは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。	
	色彩		外壁	・新しい都心商業・業務地区にふさわしい景観をつくるため、若々しく明るい色彩を基調とし、街路樹との調和にも配慮する。基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において以下のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度6～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度6以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下	
			屋根	・新しい都心商業・業務地区の景観形成に配慮した色彩を基調とし、けばけばしくならないようにする。	
	その他		材料、植栽 塀・柵等 維持管理	・汚れの目立たない退色の少ないものとする。 ・敷地内の植樹、植栽や花壇の設置に努める。 ・駐車場等のフェンスや工事現場の仮囲い等、一時的あるいは付帯的な部分も、景観的配慮に努める。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。	
	工作物		・駅南大路に面する位置には設置しない。ただし、道路交通法その他法令に基づき設置するもの、歩行者空間を快適にする装置、小規模なフェンス等については適用しない。適用除外のものを設置する場合、都心商業・業務地区の景観に与える突出感や違和感を軽減するような意匠、色彩、材料とし、維持管理は定期的に行うよう努める。		



方針

- 躍動感あふれる美しい都市的沿道景観の形成を図るため、次に掲げるとおり、公的及び私的空間の景観形成を図るとともに、建築物の規模に応じた景観形成基準を定め、効果的な規制・誘導を行うものとします。
- 駅南大路の特性を生かした総合的な景観整備
 - 建築物の高さによる二段階の景観形成基準による規制・誘導
 - 土地利用策を考慮した景観形成のための助言

区域

姫路市道幹第6号線のうち起点から一般国道2号（姫路バイパス）までに接する敷地又は空地

